○東北地方整備局告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十九日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十四年建設省告示第千五百九十五号村山都市計画、東根都市計画、河北都市計画、尾花沢都市計画、大石田都市計画及び山形広域都市計画下水道事業最上川流域下水道（村山処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十四年十月十九日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十九日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第四百四十七号余目都市計画、鶴岡都市計画、三川都市計画及び酒田都市計画下水道事業最上川下流流域下水道

三　事業施行期間　自平成五年二月二十五日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第百三十一号水戸・勝田都市計画道路事業三・四・百九十号赤塚松が丘線

三　事業施行期間　自平成十七年三月二十五日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第三百五十一号石下都市計画道路事業三・五・四号石下駅中沼線

三　事業施行期間　自平成十三年十二月十日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十九日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道野付郡別海町尾岱沼九番一地内	前	A　二三・八一～二三・二五メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　二三・二〇～三七・四〇メートル B　二三・二〇～三七・四〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十九日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道虻田郡洞爺湖町大原一四二番一から同町大原四三七番まで	前	一九・八二～三七・七〇メートル
	後	二〇・二五～五〇・二四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十九日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道常呂郡置戸町豊住三四二番二八から同町豊住三四二番九まで	前	三三・〇一～三三・八五メートル
	後	三三・〇一～三九・八七〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十九日

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十七号	北海道沙流郡平取町振内町二〇番一から同町振内町一二番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　令和八年一月二十九日